

時代とともに

第11回

事故の性質と社会保険の適合性

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



「国際的にも、医療が税財源による公共保健サービス方式で、年金が社会保険方式という国は少なくないが、その逆の例はない。」これは先月の本欄で述べたことだが、この議論をもう少し深めておきたい。

社会保障の国際比較の対象にされることの多いG7にスウェーデンを加えた8カ国を例にみてみよう。このなかで、年金が税方式の国は、カナダの基礎年金（二階部分は社会保険方式）のみで、その他はいずれも社会保険方式。一方、医療が税方式による公共保健サービス方式の国は、イタリア、スウェーデン、イギリス、カナダの4か国。年金と医療がともに税方式という国はカナダのみである。しかし、年金が税方式で、医療が社会保険方式という国はこの8か国にはなく、その他の国でもそのような例を私は知らない。

わが国では、医療については、税方式による公共保健サービスを理念的に語る人はいるにせよ、それが具体的な政策過程に登場することはなく、皆保険体制の維持が国是になっている。介護では、税方式の提案もあったなかで、国民的な支持を得て、社会保険方式が採用された。そのわが国での基礎年金税方式の提案は、事故の性質と社会保険との適合性の観点からも飛躍があるように思う。

保険はリスク分散のシステムであり、事故の発生という将来不安を共有する者が保険集団を構成し、大数の法則による確率計算によって収支の均衡を図る。したがって、保険給付の対象とする事故は本人の意思により左右され難い偶発的な事項であることが必須の要件になる。

社会保険が対象とする事故は、貧困や生活不安の原因になりやすく、かつ社会全体で見れば相当の頻度で発生するがゆえに社会的な対応が必要とされるもので、一般に疾病、失業、労働災害、老齢、障害、死亡等の人的事故が保険事故とされる。さらに、近年では、ドイツ、日本、韓国など、要介護も保険事故として認識する国もでてきた。それぞれに対応する社会保険として、医療保険、失業保険、労災保険、年金保険、介護保険がある。ただし、上記の事故と社会保険との適合性については、必ずしも一様ではない。

疾病は、事故の発生そのものは予期できないものであっても、受診は本人の意思に左右されやすい上に、診断・治療を行う医師と医療機関の適切な配置、健康づくり・疾病予防等の保健事業がともなわなければ、医療保険として実効性が確保されない。要介護もほぼ同様であるが、介護サービスの利用は家族の状態によっても左右されやすい。その意味では、疾病・要介護リスクについては、サービス提供体制と一体化した税財源による公共サービス方式の方が適合的だという見方もできる。

それに対して、老齢、障害、死亡、解雇による失業は、本人の意思からの独立性を確保でき、かつ現金での費用保障により完結する事故であり、しかも比較的高い給付水準を実現できることにおいて、税方式よりも社会保険方式の方に優位性がある。世界の現状は、決して偶然ではなく、理に適った姿なのであろう。